



第1章 策定にあたって

1. 九重町における生物多様性の重要性

生物多様性は九重町の個性

日本は美しい四季と豊かな水に恵まれています。自然災害と隣り合わせでもありました。このため、日本人は自然と共に生きるための術を磨きつつ、独自の文化や自然観を養ってきました。しかし、経済成長が進むにつれ、昔ながらの風景や文化が置き去りにされつつあります。

高度経済成長期を迎えた昭和30年代まで、日本全国どこでも見られた雑木林や草原などの里地里山は、農の営みを中心とした生活により維持されてきた環境です。これらの環境は、そこを適地とする生きもののすみかとなるだけでなく、祭りや行事などの文化を育み、日本人にとって親しみ深い原風景をつくり出してきました。

九重町の特性は、山岳、森林、草原、湿地、河川などの多様な自然環境に恵まれている点にあります。これらの多様な立地環境は多種多様な生きもののすみかとなり、豊かな生物多様性と文化を育んできました。全国的にこれらの環境や文化が減少しつつあるなか、九重町には懐かしい風景が残っています。それこそが町の個性であるため、大切に育む必要があります。

自然資源の活用による社会課題の解決

現在進行している生物多様性の損失には、高齢化や生活様式の変化による管理不足など様々な社会課題が複雑に絡んでいるため、環境対策だけでは生物多様性の課題解決には至りません。

自然環境の維持のために労力や資金などを投じるだけでなく、自然の恵みを現代の生活に則した方法で活用しつつ、資源として利用することが持続可能な恵みの享受につながります。

2. 背景

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、「自然資源の持続可能な利用」を行うための国際的な枠組みとして「生物多様性条約」が採択されました。

また、2010年に名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標である戦略計画2011-2020が採択されました。この計画では、2050年までの長期目標と2020年までの短期目標が掲げられており、短期目標の達成に向けた具体的な行動目標（愛知目標）が設定されました。

日本においては、2008年に生物多様性基本法を制定し、国の責務として生物多様性国家戦略の策定やそれに基づく取り組みの推進を定めています。それに基づき策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」は、COP10における今後10年間の世界目標

(愛知目標)の採択と東日本大震災を背景に策定されました。また、同法では都道府県や市町村の生物多様性地域戦略策定を努力義務として定めています。

九重町では、2012年に「九重町第4次総合計画」を策定しました。その中で、町の将来像「住民との協働＝簡素で美しい田舎づくり」の実現にむけたまちづくりの基調の一つに「自然との共生をめざしたまちづくり」を掲げており、「生物多様性の保全活動の推進」を主要施策の一つとしています。

これらの活動を推進するためには、地域における生物多様性と社会の実情を踏まえた上で取り組みの輪を広げる必要があります。本町における生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するために「生物多様性ここのえ戦略」を制定します。

戦略における
キーワード

1955年（昭和30年）

1955年（昭和30年）は、農耕文化に基づく景観や暮らしの変化をはじめとした、様々な変換点の開始時期だと考えられます。

1955年（昭和30年）頃より、草原の多くがクヌギ林や植林地に転換され、牛馬を見かけなくなりました。農薬の使用が始まり、魚やトンボは少なくなりました。ガスでの炊飯が始まり、竈（かまど）が姿を消しました。茅葺屋根も少なくなりました。

1955年（昭和30年）以前、自然と共存した暮らしは当然のものであり、無意識的な存在でした。しかし、戦後において西洋的かつ効率的な価値観が入り込み、私たちと自然との付き合い方は、“明治維新に次ぐ第二の文明開化”といえるほど変化し、自然との亀裂を生じさせました。

本戦略では、1955年（昭和30年）を、私たちと自然との関わり方が変わってきた時期である“生物多様性の歴史的変換点”として設定しました。



▲1964年（昭和39年）九州横断道路（やまなみハイウェイ）開通

愛知目標って？

愛知目標では、地球規模、国家規模、地域規模で、
 多様な立場の人々（国連・政府・自治体・NPO・町民・農家・林業家・漁師…）が
 それぞれの立場で、生物多様性・自然の恵みを守り・向上させ、賢明に利用し、
 公正に利益を分かち合うための行動を分かりやすく20に単純化し、
 2020年までの目標としてまとめられています。

生物多様性このえ戦略は、この愛知目標達成に向けた九重町の行動を示す役割を担っています。

戦略目標1 根本的要因への取り組み



〈普及啓発〉
 みんなが、生物多様性は大切なんだと知ろう。その気持ちをもって、行動しよう。



〈各種計画への取り組み〉
 国や地方は、生物多様性に気を配った計画を立てよう。



〈補助金・奨励措置〉
 生物多様性に悪い制度は、やめよう。やめさせよう。良い制度をすすめよう。



〈生産と消費〉
 環境に無理をさせず続けられる生産と消費を行おう。

戦略目標2 直接的要因への取り組み



〈生息地の破壊〉
 森など、生き物が暮らす場所が失われるスピードを半分まで抑えよう。ゼロを目指そう。



〈過剰漁獲〉
 魚や貝など水産資源は、これからも無理なく続けられるように漁獲しよう。



〈農業・林業・養殖業〉
 農業・林業・養殖業が行われる地域を、長く無理なく活動できるように管理しよう。



〈化学汚染〉
 化学物質・肥料・農薬は、生物多様性に有害でない範囲まで抑えよう。



〈外来種〉
 環境に害を与える外来種が増えるのを防ごう。入ってこないようにしよう。



〈脆弱な生態系の保護〉
 サンゴ礁など、特に弱い生態系を守ろう。

戦略目標3 状況の維持・改善



〈保護地域〉
 陸地の17%、海の10%は、なにがあっても守る場所に決めよう。



〈種の保全〉
 絶滅危惧種を絶滅から防ぎ、ふつうの種に戻していこう。



〈遺伝的多様性〉
 一つの種のなかでも、多様さを大事にしよう。

戦略目標4 自然の恵みの強化



〈生態系サービス〉
 生態系を守り、自然の恵みが子どもや貧しい人々にも届くようにしよう。



〈復元と気候変動対策〉
 傷ついた生態系を、15%以上回復させよう。それによって気候変動や、砂漠化の問題に貢献しよう。



〈ABS〉
 生物多様性から得られる利益は、国や地域を越えて公正に分配しよう。

戦略目標5 実施の強化



〈効果的・参加型戦略〉
 みんなで参加しながら作戦を立て、みんなで見守ろう。



〈伝統的知識〉
 生き物や自然にまつわる伝統的な知識を大切にしよう。



〈知識・技術の向上と普及〉
 生物多様性に役立つ知識や技術を豊かにしていこう。

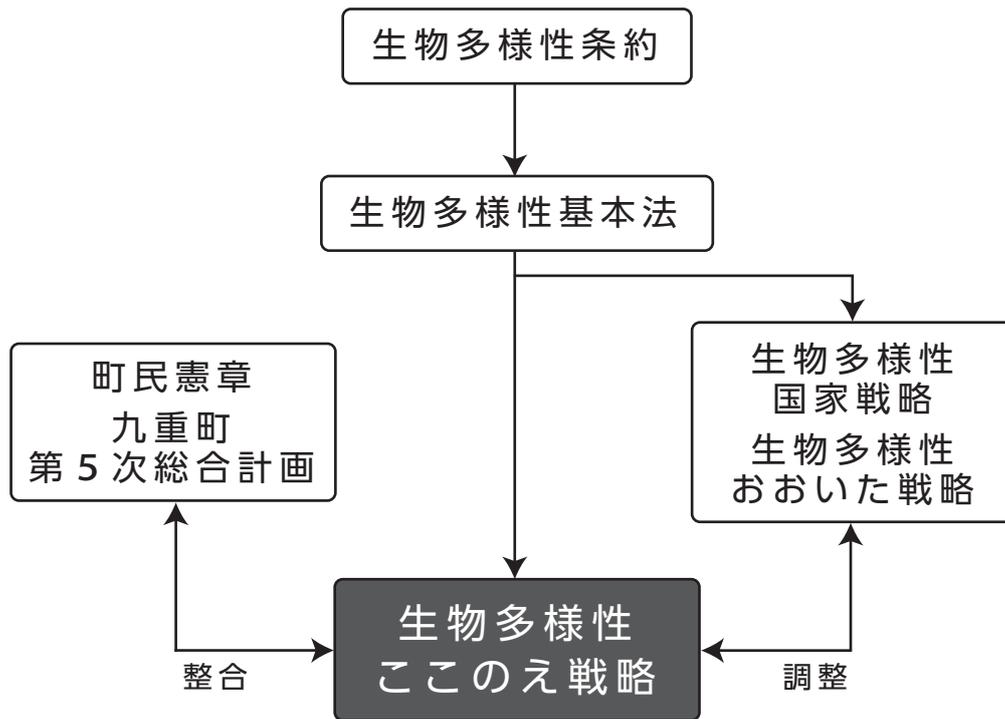


〈人材・資金〉
 活動を支えるために大切な資金を、協力を集め増やしていこう。

3. 位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づき地方自治体が策定する「生物多様性地域戦略」にあたり、国及び大分県の戦略との調整を図ったものです。

あわせて、町民憲章や上位計画である「九重町第5次総合計画」との整合を図り、各課で連携して推進します。



町民憲章

わたしたちは、九重町民であることに誇りをもち
郷土を愛し、町の発展とお互いのしあわせを築くため
この憲章を定めます。

- 1、誇れる歴史と文化を伸ばし育てよう。
- 1、恵まれた自然を愛し守りつづけよう。
- 1、あたたかい心でふれあいを大切にしよう。
- 1、豊かな資源を生かし伸びゆく町にしよう。
- 1、健康で住みたくなる町にしよう。

【1983年12月1日制定】